

3 財 建 技 第 95 号
令 和 3 年 6 月 22 日

各局（本部）長
中央卸売市場長
教育委員会教育長
各行政委員会事務局長
議会局長
警視総監、消防総監

） 殿

財 務 局 長
(公 印 省 略)

都における新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置
(令和3年6月21日)を踏まえた工事及び設計等業務の対応について

「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の対応について」(令和3年4月26日付3財建技第50号。以下「令和3年4月26日通知」という。)
^{注1}を通知し、適切な対応をお願いしているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年6月17日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態を実施すべき区域について、東京都を含む1都1道2府6県から沖縄県のみに変更され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、東京都等を加えた1都1道2府6県に変更され、令和3年6月21日から東京都知事が23区及び区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町を指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）においても、まん延防止等重点措置を実施することになりました。

また、国土交通省より別紙「新型コロナウイルス感染症に係る新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年6月17日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年6月21日付事務連絡)の通知がありました。

このことから、引き続き受注者に対し「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン(令和2年6月25日版)」^{注2}(以下「都のガイドライン」という。)及び国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和3年5月12日改訂版))」^{注3}(以下「国のガイドライン」という。)の周知徹底を図るとともに下記のとおり対応をお願いいたします。

記

- 1 受注者との協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（重点措置区域・重点措置区域以外の両方）
工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の一時中止措置等の対応については、「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除（令和3年3月21日）を踏まえた工事及び設計業務等の対応について」（令和3年3月22日付2財建技第314号。以下「令和3年3月22日通知」という。）^{注4}の1及び都のガイドラインによることとする。
- 2 工事等の継続又は再開に当たっての工事現場における感染拡大防止対策の徹底
引き続き令和3年4月26日通知の2によることとする。

注1) 「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の対応について」（令和3年4月26日付3財建技第50号）

https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/files/covid-19/covid-19_39.pdf

注2) 東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン
（令和2年6月25日版）

http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/files/covid-19/covid-19_27.pdf

注3) 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版））

https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/files/covid-19/covid-19_40.pdf

注4) 「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除（令和3年3月21日）を踏まえた工事及び設計業務等の対応について」（令和3年3月22日付2財建技第314号）

https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/files/covid-19/covid-19_36.pdf

担 当

（工事及び設計等業務に関すること）

財務局 建築保全部 技術管理課 建築技術担当（内 27-641）

土木技術担当（内 27-646）

（工事及び設計等業務の契約に関すること）

財務局 経 理 部 総 務 課 契約調整担当（内 26-111）

事務連絡
令和3年6月21日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長（令和3年5月28日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年6月1日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年6月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県の1都1道2府6県から沖縄県のみに変更し、当該措置を実施すべき期間について同年7月11日まで延長することが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県の5県から同6月20日をもって岐阜県、三重県を除き、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を加えた1都1道2府6県に変更し、当該措置を実施すべき期間について同年7月11日までとすることが決定されたところです。

新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年6月17日変更））において、引き続き基本的な感染対策の徹底が重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促していくこととされているほか、「令和3年6月21

日以降における取組」(令和3年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ)において、大企業では、下請け先や取引先、派遣労働者、当該企業の職員の家族を含めて広く接種を行うよう働きかけるとともに、中小企業においては、業界団体等で共同の接種会場の設置を進められるよう、好事例の提供等を実施することによりワクチン接種の円滑化・加速化を図ることとされています。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和3年6月8日事務連絡)を含めた、令和3年6月1日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しく申し上げます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しく申し上げます。